

令和6年度 市民参加推進調査シート(市民参加を求めない事項)

資料7

1 市民参加の対象

- ① 条例の制定・改廃(市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃)
- ② 計画の策定・変更(総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更)
- ③ 制度の導入・改廃(広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃)
- ④ 施設の設置の策定・変更(広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更)

2 市民参加を求めない理由

- ア 軽易なもの
- イ 緊急に行わなければならないもの
- ウ 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- エ 市長その他の執行機関内部の事務処理に関するもの
- オ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

No.	対象区分	市民参加を求めない事項	対象事項の概要	市民参加を求めない理由	担当課
1	①	安城市税条例の改正	地方税法の改正に伴う条例改正	ウ、オ	市民税課 資産税課
2	①	安城都市計画税条例の改正	地方税法の改正に伴う条例改正	ウ、オ	資産税課
3	①	安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う条例改正	ウ	保育課
4	①	安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴う条例改正	ウ	保育課
5	①	安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、安城市せん定枝リサイクルプラントの設置及び管理に関する条例の改正	一般廃棄物処理手数料(処理施設への搬入手数料)の改定	オ	ごみ資源循環課
6	①	公共下水道条例の改正	下水道使用料の基本使用料を改定する	オ	下水道課